

2024

令和6年度
生徒指導・支援のしおり



進 融 誠
取 和 実

沖縄県立読谷高等学校
生徒指導部

I 基本方針

【生徒指導・支援の三本の柱】

『生徒指導部は全職員で取り組む教育の足並みをそろえる役割』

生徒指導は、教育活動全体の中で行われる。それは授業であり、行事であり、課外活動である。その中心となるのは学級経営であり、学級担任である。生徒指導部はそれを補助し、方向性を示していく役割を担う。

『生徒指導部は担任・学年会の補助役』

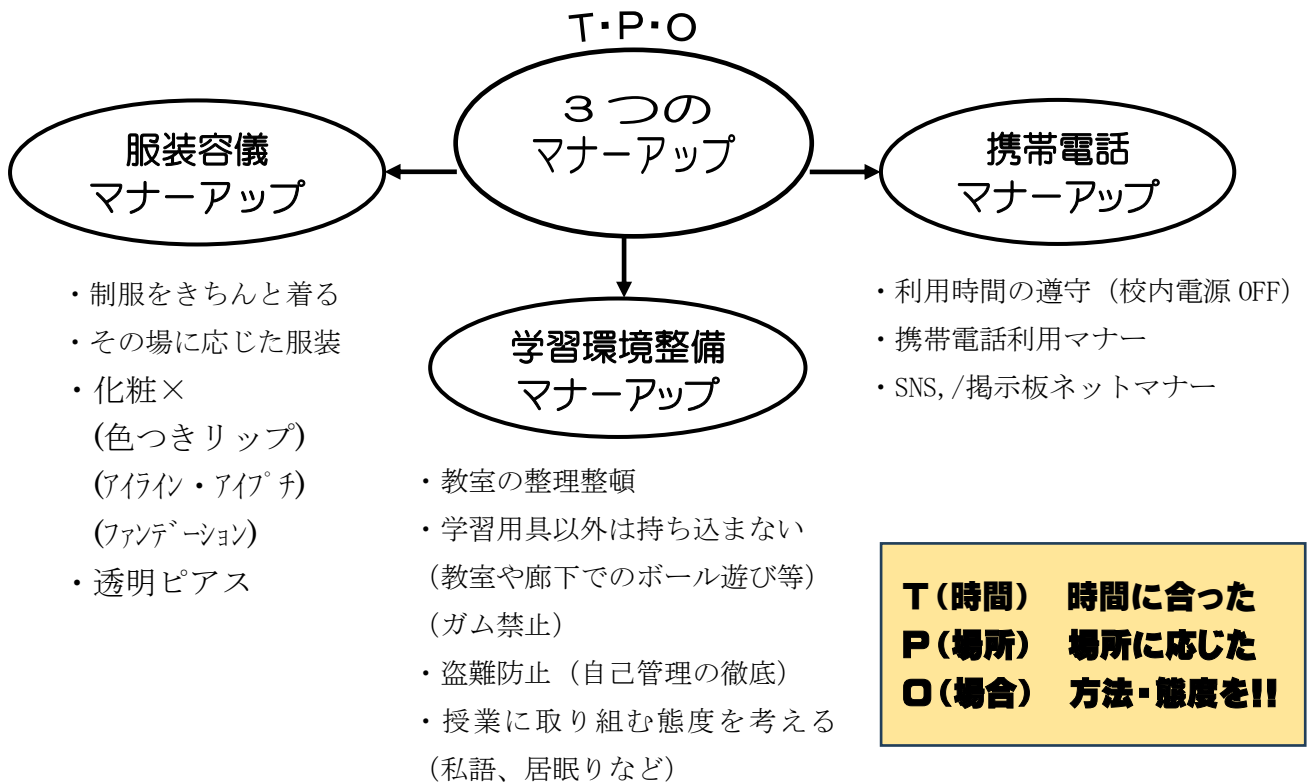
あくまで担任及び学年会が中心となり指導を展開していく。生徒指導部は、その指導が円滑に行えるように、どのような生徒を育て、教育していくかの方向性、指導方針、指導手順を策定、企画する立場にある。

『学年会、学級担任、教科担任との連携を密に』

全職員足並みをそろえるためには情報の交換が不可欠である。学年情報交換会を指導が必要な生徒やその指導方針を確認する機会とする。

【生徒指導・支援の三本の柱】

2. 今年度努力目標(重点課題)



※ 勤怠指導の基本方針：担任主導で粘り強い指導が基本となる。

(1) 生徒指導の定義（生徒指導提要より抜粋）

生徒指導とは、生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

(2) 生徒指導の目的（生徒指導提要より抜粋）

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められる。

今年度より・・・

指導カテゴリについて「生活指導」と「問題行動指導」として設定する。

【生活指導カテゴリ】例：勤勉、服装容疑、スマホ使用等

指導段階を明確にするため、指導内容を点数化し、累積点数により段階指導を行う。

生活指導カテゴリの加算指導は学期毎とし、次学期においては状況に原則リセットとなる。

指導の種類	累積点数	指導方法
生活指導カテゴリ	0～4	説諭・保護者連絡・厳重注意
	5	学年＋特別指導5日間
	7	生徒指導＋特別指導7日間
	11	教頭訓告＋特別指導5日間
	12以上	学校長訓告＋特別指導7日間

(1) 勤勉指導（朝の遅刻：生活改善指導、無届欠課：授業態度指導）

勤勉指導(朝の遅刻、無届欠課)			
回数	指導段階	点数	備考
1	担任	1	指導終了後は必ず学年・生徒指導部へ報告
2			
3			
5	学年	2	
7	生徒指導	2	
11	管理者	4	
11回以上	学校長	1	

※生活改善指導とは、8時25分までに出勤し、顔を見せる。⇒激励する(生活改善指導)

※授業態度指導とは、朝のSHRから帰りのSHRまでの授業態度観察＋朝・帰のそれぞれの担当との面談

(2) 勤怠指導（無届欠席）

勤怠指導（無届欠席）			
回数	指導段階	点数	備考
1	担任	1	指導終了後は必ず学年・生徒指導部へ報告
2	学年	1	
3	生徒指導	1	
4	管・担・学・生	3	
5以上	管・担・学・生	5	

※特別指導とは 朝の激励⇒授業態度確認（日誌）⇒帰の面談＋奉仕活動

(3) スマートフォンマナーに関する指導

本校のスマホ使用ルール：校内に入ったらスマホ電源オフ。帰りのSHR後、使用可。

使用違反を見つけたら、その場で生徒と状況を確認し指導、スマホを預かる

→ カウント表へ入力 → 担任に返却・指導を依頼 → 担任は回数に応じた指導を行う

※机の上に置いて、触っていない場合などは口頭注意をする。

スマートフォン使用マナー指導			
回数	指導段階	点数	備考
1	指導した職員＋担任	0	① 指導終了後は必ず学年・生徒指導部へ報告 ② 預かった職員は注意をした上で担任に報告する
2		1	
3		1	
4	学年	1	
5	生徒指導	1	
6	担・学・生指	1	
7	管理者	1	
8	管・担・学・担・指	1	

(4) 身なり指導（軽微なもの）

軽微なものは声かけ指導を行い、すぐにできる場合はその場で改善させる。

○ピアス（透明ピアス含む）、アクセサリ等の装飾品 ⇒ 外させる

○化粧 ⇒ 落とさせる

○短スカート（折り曲げなど）⇒元に戻させる

○カラーコンタクト⇒状況に応じて対応

カウ
ント表へ
入力

※ノーベルト（ズボンタイプ）、ノースカーフ（セーラタイプ）、爪は改善努力義務とする。

身なり指導（軽微）			
回数	指導段階	点数	備考
1	全職員＋担任	0	指導終了後は必ず学年・生徒指導部へ報告
2		0	
3		0	
4		1	
5	学年・担任	1	
6	学年・生指	1	
7	管理者	1	
8	管・担・学・指	1	

（5）身なり指導（改善を要する事案）

染髪・パーマ等（頭髪・まつげ等全般）は基本として改善指導を行う。

その際状況に応じて（①帰宅指導 ②経過観察指導）生徒指導部が指示を行う。

基準として

「帰宅指導」は校内秩序を乱すような身なり（例として金髪や奇抜な髪型・風貌）をしている場合、保護者と連絡を取り、保護者引き取りの上、帰宅指導＋再出校を指示する。

「経過観察指導」は保護者、本人と確認をし、週末を挟んだ翌日までに改善確認を行う指導とする。尚、繰り返す場合、もしくは、指導を拒否する場合は以下の指導を行う。

身なり指導（改善事案）			
回数	指導段階	点数	備考
1	担任・生徒指導	0	担任は保護者と連携を取り、改善に向けての指導をする。指導終了後は必ず学年・生徒指導部へ報告
2		1	
3		1	
4		1	
5	担任・学年	2	
6	管理者	2	
7	管・学・担・生	5	

制服の着こなしについて（R4.4.1より適用）

- 現在の男子の制服を「ズボンタイプ」、女子の制服を「スカートタイプ」と呼称し、ズボンタイプ、スカートタイプのどちらの制服も選択し、着用することができる。申請書等の提出は必要としない。
- 防寒対策、機能性、ズボンやスカートへの嫌悪感、肌アレルギーなど様々な理由も認める。その日の状態などで、選択し着用することも認める。
- もし、何らかの不具合や問題等が発生した場合は、慎重に検討し、対応する。
- 選択制導入以外の制服・服装容姿の規定についてはこれまで同様とする。

【問題行動カテゴリー】例：飲酒、喫煙、賭博など

このカテゴリーは社会通念に反する行為として、生徒指導部による指導を行う。

- (1) 訓告：管理者より嚴重注意及び指導言い渡しを行い、特別指導を付する。
- (2) 停学：管理者より嚴重注意及び指導言い渡しを行い、出校して生徒指導部と家庭での指導
- (3) 嚴重注意：管理者・学年・担任・生徒・保護者（必要に応じて）の注意

問題行動カテゴリーの加算は3年間通年とする。問題行動毎に点数化して加算する。

指導の種類	点数	指導段階
問題行動カテゴリー	5～9	訓告＋特別指導5日
	10	停学5日間
	15	停学10日間
	20	無期停学
	25以上	退学勧告

項	問題行動	点数
飲酒に関する事	飲酒（ノンアルコール全般含む）	10
	飲酒同席	5
喫煙に関する事	喫煙（電子タバコ・フレーバー・VAPE含む）	10
	タバコ所持	10
	喫煙同席	5
薬物に関する事	所持及び使用	警察関係機関と連携し、指導内容検討（原則25）
車両に関する事	二輪免許取得	10
	車両運転（二輪車含む）	10
	車両同乗（高校生（他校生含む）が運転する車両）	10
	交通違反（交通三悪、暴走行為含む）	警察関係機関と連携し、指導内容検討（原則20以上）
財産に関する事	窃盗・万引き・恐喝	15
	器物破損（校舎・校具・備品等を故意に破損する）	10
	器物破損（校舎・校具・備品等を間違えての破損）	嚴重注意＋弁済指導
人権に関する事	いじめ	警察・関係機関と連携し、指導内容検討
	SNS関連（誹謗中傷・プライバシー侵害・虚偽投稿）	
社会通念上及び生徒の安全管理	タトゥー（大小関わらず）	10
	対人暴力・危険物所持（ナイフ所持等）	警察関係機関と連携し、指導内容検討（原則25）

	パチンコ店など禁じられた場所への出入り	指導委員会協議 (5以上)
	賭博行為全般 (トランプ・花札・スマホ使用など)	指導委員会協議 (5以上)
考査に関する事	考査に係る不正行為	10
深夜徘徊に関する事	深夜徘徊 (塾の迎えや問題行動なきもの)	0
	深夜徘徊 (補導が午前0時以降)	2
	※問題行動 (喫煙・飲酒等が伴う物) はそれぞれの指導に該当させる。	
その他	その他、生徒として本分に反した行動のあった者は、その状況に応じて指導方法を検討する。	

アルバイトに関する事 (全学年)

第7条 生徒のアルバイトについては次のとおりとする。

- (1) 高校生の本分は学業に専念することにあるので、アルバイトは原則として禁止する。
- (2) 家庭の経済的な理由等によりアルバイトを希望する者は、保護者の承諾と責任のもとに行うものとする。HR担任の指導助言を得てアルバイト許可願いを生徒指導部に提出し、校長の許可を得なければならない。【やむを得ない理由の定義付け】→経済的理由による家庭を助ける為
※その他の理由に関しては、協議をして検討を行う。

3年生に関して進路決定後かつ18歳誕生日を迎えていたら、学校生活に支障をきたさない条件で手続緩和

【流れ】生徒申出⇒担任は保護者確認⇒本人・担任・学年 or 生指で面談⇒書類手続

〈手続の流れ〉

- ① 生徒がアルバイト希望を担任に伝える。
担任・理由確認などの面談+保護者への電話確認 (原則禁止を踏まえた上で相談に乗る)
※保護者に生徒からの申し出の確認をし、必要性を再確認する。
↓
- ② 担任は保護者を召喚し、担任・保護者・本人+学年主任 or 生徒指導で面談を行う。
(面談で最終確認後、生徒・保護者に申請書を渡す)
↓
- ③ 生徒はアルバイト申請書を担任に提出。(担任は受け取った申請書を生徒指導部へ提出)

〈アルバイトとして認められない場所について〉

場所：居酒屋、深夜業、危険有害業務、風俗業、その他労働基準法に反する業務内容

【無断アルバイト生への指導】 見かけた職員はその場で本人に確認する事が基本
担任と生徒を見かけた職員は、本人に事実確認を行う。⇒ 担任は保護者へ確認を取る。
⇒生徒指導部へ報告 生徒指導部による3日間の日誌+奉仕活動
※継続するなら上記面談を行い手続をとる。(基本は辞めさせる)

運転免許に関する事

本校では車両免許の取得は原則禁止としている。(生徒の命を守るという事を最優先)

但し、3年生に関してのみ就職や生活必要上で理由のある生徒は、**1学期終業式以降**(夏季休業やそれ以降の放課後を利用して)申請を完了しての取得を認める。(諸手続や学業・学校生活に支障をきたさない約束)

〈手続の流れ〉

- ① 生徒は担任に申出を行う。(届出用紙は7月に予め担任に配布する。→担任から安全指導を行う。)
- ② 生徒は担任から受け取った「車両取得許可願い」を記入し、生徒指導部に提出。
- ③ 免許取得後、生徒指導部に必ず報告。

※二輪車免許取得はいかなる理由があろうとも認めない。(保護者責任で取得申出があっても)

※3年生の免許取得後の二輪取得は卒業までは原則認めない。

※3年生の自動車免許取得後の運転は、保護者の責任管理下の元で取り扱う。学校は一切の責任を負わない。